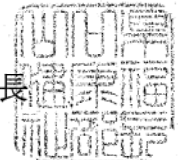




平 31 薬 務 第 4 0 9 号
令和元年(2019年)8月26日

一般社団法人山口県医師会長
一般社団法人山口県病院協会長
様

山口県健康福祉部薬務課長



向精神薬の適正な管理等の徹底について

薬務行政の推進につきまして、平素から御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、今般、県内において、同一人が短期間に複数の医療機関を受診し、向精神薬を多量に入手する事案が発生しました。

幸いにも、今回は、薬歴の確認を適切に行っていた薬局からの通報により、事なきを得たところですが、向精神薬は、乱用により保健衛生上の重大な危害が生じるだけでなく、場合によっては、横流し等の犯罪に使用されるおそれがあります。

つきましては、向精神薬の管理等を改めて徹底するとともに、向精神薬の横流し、転売等が疑われる事案を探知した場合には、速やかに、健康福祉センター又は薬務課に報告されるよう、貴会員に周知をお願いします。

<参考>

『麻薬・向精神薬等の管理マニュアルのページ』（県薬務課のWebサイト内）

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/mayaku/20070507001.html>

麻薬毒劇物班 担当：久保田・関
TEL 083-933-3018
FAX 083-933-3029
E-mail a15400@pref.yamaguchi.lg.jp

2416